

各部・課長あて

市 長

平成 30 年度（2018 年度）予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を通知する。

記

国の動向

日本経済は、4年半のアベノミクスの取り組みの下、名目GDPは過去最高の水準に達し、雇用・所得環境が改善する一方、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった問題を抱えており、こうした課題に対する取り組みを、国は構造改革の好機として捉え、人的資本の質を高め、潜在成長力を底上げするため、働き方改革を進めるとともに、地方創生推進のため、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現に向け、自助の精神を持って取り組む地方への支援を進めている。

このような状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」並びに「未来投資戦略 2017」が平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定され、成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向け、「経済再生なくして財政健全化なし」との方針の下、経済・財政や暮らしに係る地域差の要因分析と解決策の検討を促進するほか、公的サービス改革の先進・優良事例については、「地方の、地方による、地方のための」改革として全国展開が図られるよう、地方主体の取り組みを支援するとともに、政策効果の高い歳出に転換するワイズ・スペンディングの仕組みを強化し、特に新規に要求される補助事業等については、効果的な実施に努めることとしている。

一方、内閣府が発表した9月の月例経済報告では、「景気は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなか、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」としながらも、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」とするなど、未だ先行きの見えない状況が続いている。

こうした中、国の「平成 30 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、引き続き、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、安倍内閣の進めてきた歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化することとしている。

また、年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額を加算した範囲内で要求することとしながらも、「経済・財政再生計画改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組むこと、また、義務的経費については、前年度要求額と同額を要求することとしながらも、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図ること、そして、その他の経費については、前年度

予算額の 100 分の 90 の範囲内で要求することとした一方、予算の重点化を進めるため、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」並びに「未来投資戦略 2017」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、別途要望基礎額の 100 分の 30 の範囲内で要望できることとした結果、各省庁からの概算要求額は、昨年を約 5,100 億円下回る 100 兆 9,586 億円となっている。

地方財政を取り巻く環境

総務省が 8 月に公表した「平成30年度地方財政収支の仮試算」では、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要なとなる一般財源の総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとした一方、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保することとした地方交付税については2.5%の減となっており、極めて厳しい財政運営が強いられている。

また、平成29年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」では、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指し、危機感を持って、地方創生に官民を挙げて取り組まなければならないとし、各地方公共団体においては、「自助の精神」を持って、自らのアイデアで、自らの未来を切り拓いていくことを求めている。

一方、「国と地方の協議の場」では、地方において、まち・ひと・しごと創生法に則り、産学官金労言などあらゆる主体と連携し、全団体が策定した地方版総合戦略に掲げた政策を総動員し、地方創生を日本創生に繋げていくという強い決意と覚悟を持って、全力で地方創生に取り組むとしている。そうした中、国と地方が一体となって、成長と分配の好循環を加速させるためには、人材への投資による生産性向上が重要であることから、国においても、東京圏への一極集中を是正するための国民的な地方回帰の意識醸成を図るほか、一般財源総額及び地方交付税総額の確保は、一億総活躍社会の実現や地方創生を更に推進していくための最重要課題であるとして、歳出特別枠を実質的に確保することを求めており、今後の動向が期待される。

本市の財政状況

本市における財政状況は、平成 28 年度決算において、健全性の判断基準である実質公債費比率で 6.4%、将来負担比率で 14.5%と、早期健全化基準を大きく下回る優良な状態を維持している一方、財政の弾力性を示す経常収支比率は、県下 23 市中で最も良好ではあるものの 82.1%と対前年比で 0.7 ポイント下がっており、平成 31 年度中に延期された消費税増税の影響や、東京オリンピック・パラリンピックに向けての物価上昇・雇用変化など、今後の社会情勢や経済動向について日々注視し、安定した財政運営に取り組んでいく必要がある。

そのような状況下において、歳入においては、本市の歳入の根幹をなす市税で、前年度を約 1 億円下回る 174 億 3,320 万円となる中、総務省が示した地方交付税の概算要求における仮試算では、地方税について平成 29 年度予算に対し 0.7%の微増と見込んでいるものの、国政の動向によっては、税制改革の内容、国の予算編成等に大きな影響を及ぼすことも考えられることから、これらについて広く情報の収集を図り、一般財源・特定財源の種別を問わず、積極的な歳入確保に努めていく必要がある。

一方、歳出では、引き続き実施される南二日町住宅の全面的改善整備などのファシリティマネジメントに係る経費や、清掃センターを始めとする各施設・設備等の補修整備に係る経費等、

多額の事業費のほか、今後も増加が見込まれる社会保障関連経費なども含め、限られた予算の中で真に必要な事業を見極めるとともに、市民サービスの質を低下させることなく、選択と集中により一切の無駄を排除し、事業の遂行に努めなければならない。

平成 30 年度予算編成基本方針

- ガーデンシティを活かした都市基盤整備による賑わうまちづくりと活力みなぎる産業の創造
- スマートウエルネスで育む健幸なくらしの実現と夢が高まり未来へ^{はば}翔たく教育・文化の推進
- コミュニティで創る誰にも優しい安全・安心なまちづくりと笑顔あふれる子育て・福祉の充実

予算編成に当たっての基本的な考え方

平成 30 年度当初予算は、「第 4 次三島市総合計画後期基本計画」に鑑み、市が掲げる「ガーデンシティみしま」「スマートウエルネスみしま」の二つの柱の下、「内陸のフロンティアを拓く取組」「地域のきずなづくり」「防災・減災対策」「公共施設等総合管理計画」などの重点プロジェクトを更に推進し、子どもを産み育てたいと思えるような環境づくりと雇用の場の確保に向けた取り組みをはじめとして、本市が持続的に発展できるよう、未来に向けた投資を確実に進める。

また、本市の発展の要である「三島駅南口東街区再開発事業」については、今年度の事業協力者の決定を受け、平成 30 年度からはより具体的に事業が動き出すことを全職員が肝に銘じ、当該事業遂行のため、チーム三島一丸となってこれを主となり従となり支えていかねばならない。

そのためには、職員一人ひとりがそれぞれ担う事業について十分認識を深め創意工夫し、事業を単に個として捉えず、事業同士を連携させることでその効果を増幅させ、より良質のものとなるよう努めるとともに、日常的な事務事業についても効率化と経費節減を念頭に置き取り組まれない。

なお、当初予算は、年度間のすべての収入と支出を見込んだ年間総合予算として、次の事項に十分留意した予算編成を心がけること。

- 1 「住むなら三島・総合戦略～まち・ひと・しごと創生～」の推進
交流人口・定住人口の増加につながる事業、地域経済の活性化を図る施策を積極的に予算に反映させること。
- 2 総合計画との整合
第 4 次三島市総合計画において計画されている事業について、事業の必要性、有効性などを再度検討した上で、予算要求額は、実施計画に計上された額を上限とする。
- 3 公共施設の適正な維持管理
公共施設の老朽化に伴う維持に要する費用は、今後の行財政運営を大きく圧迫するものであることから、三島市公共施設等総合管理計画に掲げている、30 年間で施設総量（延床面積）の 29%を縮減することを視野に入れ、統廃合を含めた施設の今後の在り方について十分検討するとともに、予防保全による長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めること。
- 4 ゼロベース積み上げ方式の徹底
すべての施策・事業において前例踏襲という考え方は捨て、これまでの事業効果や決算・執行状況等の徹底した分析・検証を行い、民間などの手法を取り入れるなど、厳しく精査した上で真に必要な経費だけを積み上げる、「ゼロベース積み上げ方式」により積算を行うこと。
- 5 スクラップ・アンド・ビルド方式の徹底

新規事業の創設、既存事業の拡充を行う場合は、既存事務事業の廃止・縮小・再構築等による一般財源の確保を図る「スクラップ・アンド・ビルド方式」により、新規・拡充事業の財源捻出を前提とする。

特に、所期の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業については、必要性を再検証し、廃止や縮小を図ること。

6 経費節減の徹底

すべての事務事業には、市民の皆様に納めていただいた大切な市税が使われていることを念頭に、無駄・ゼロに向けた徹底的な見直しを行い、「最少の経費で最大の行政効果」が発揮されるよう効率化と合理化に努めること。

このことを踏まえ、旅費、消耗品などの一般行政経費については、平成29年度当初予算額を限度とすること。

7 最新情報の収集

新年度予算要求に当たっては、原則として現行の行財政制度に基づき編成するが、編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したものについては、予算編成途中で修正するものとする。

なお、歳入における補助金・交付金の新設・削減・廃止、歳出における扶助費等の制度改正など、国・県等の動向を注視し、最新情報の収集を的確に行い予算に反映させること。

8 市民等との協働と民間活力の活用

さまざまな地域課題の解決に向けては、官民の役割を踏まえながら、市民、ボランティア、企業などとの協働や民間活力の活用を積極的に推進すること。

9 特別会計・企業会計について

一般会計に準じて予算編成を行い、企業的性格を十分に発揮した適正な収入の確保と、より一層の経営の合理化による経費節減を図り、独立採算の原則から、一般会計への依存を可能な限り圧縮するよう最大限努力すること。

なお、各保険料や使用料の収入未済は、負担公平の原則を崩すとともに、一般会計の財政運営にも大きく影響することから、その縮減に努めること。

歳入に関する留意事項

1 財源の的確な確保

市税をはじめとする徴収金の収納率の向上を図ることはもとより、市有財産の有効活用や広告事業の一層の拡充に取り組むなど、既成の概念にとらわれない新たな自主財源の創出に努めるとともに、クラウドファンディングの積極的な導入を図ること。

また、積極的にあらゆる支援制度を模索し、特定財源の確保に取り組むこと。

2 国・県支出金

他市町に先駆けて国・県の予算編成の動向、制度改正について最新の情報収集に努め、補助対象となる事業を単独事業で行うことのないよう十分留意すること。

なお、既定の補助対象事業が廃止・縮減された事務事業への一般財源の充当は、原則行わないので、事業の実施内容等を再検討した上で要求すること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則から、現状の社会経済情勢に則した適正料金への見直しを行い、市民負担の公平を図ること。

4 市債について

市債は借金であり、その償還については後年度の大きな財政負担となるとともに、財政健全化判断比率に影響を与えることから、その投資効果について十分な検討を行い、慎重な対

応に努めること。

歳出に関する留意事項

1 臨時職員の賃金

勤務形態について、フルタイム勤務を絶対条件とせず、パート職員のように短時間勤務の可否を検討するなど削減に努めること。

なお、単に事務量の増加による新規要求及び課内経理事務補助要員の要求は認めない。

2 旅費

必要性を十分検証するとともに、一人で行くことを原則に厳しく抑制する。

3 委託費

漫然と過去の実績によることなく、行政関与の必要性、委託の効果、事業の公平性を再度検討するとともに、職員の能力を最大限活用し、安易に委託を行うことなく、最小限の要求に止めること。

4 扶助費

国・県の施策によるものは、制度改正等の動向を注視し的確な見積りを行い、市の単独施策によるものは、制度の改廃を含めその在り方を十分検討し適正な支援となるよう努めること。

特に、対象人数、単価の積算に当たっては、本市全体の一般財源の配分に大きく影響するため精査すること。

5 投資的経費

今後、多額の市債発行や一般財源を要するファシリティマネジメント関連の事業が控えていることから、事業の必要性、緊急度、投資効果等を十分検討し、真に市民が必要とする事業を重点的に選択した上で、優先度を付して要求すること。

なお、総合計画に掲載のない500万円以上の修繕・改修は原則認めない。

6 補助金

(1) 市単独補助金を継続する場合は、平成29年度当初予算額を限度とする。

なお、既設の補助金については本来の趣旨を鑑みる中、社会情勢、時代の変化を踏まえ、事業継続の必要性、公益上の適切性、並びに事業効果について必ず検証し、廃止や縮減を検討すること。

また、新規のものについては、必ず終期を3年以内で設定し、設定期間終了後は前述の検証・検討を行い、延長する場合、その期間は2年を原則とすること。

(2) 各種団体への補助については、運営費補助であるか事業費補助であるかにかかわらず、「団体の運営は自主的、自立的に行われるべき」との原則に基づき、運営状況について実態を把握し、必要な事務改善など適切な指導を行い、安易な赤字補てん的支出の要求は厳に慎むこと。

特に、対象事業の繰越金には十分に留意し、団体の繰越金や内部留保が多額である場合は、補助金交付の適否及び補助金交付額の精査を行い、適正額を要求すること。

7 負担金

全ての負担金について、その必要性・公益性・費用対効果を改めて検証し、廃止・縮減できるものはないか十分に検討した上で要求すること。

また、各種団体への負担金、その他負担金、各種交付金については、検討結果に基づく後年度の方針についても明確にしておくこと。

8 上記以外の事項については、「平成30年度予算編成事務要領」によること。